

詳報したもので、女子は上流の如く処遇せられた

A

第三分科 委員會

日時 十月十六日午後二時——同四時三十八分

出席 二十一名 欠席 ナシ 委員長 田万清彦

幹事 岡村謙吉 高橋謙 根上孝作

特別分科委員 倉本 藤田錦波 阪本鉄六 末久太郎

第六号議案 屋外労働者労働法政變並に適用範圍拡大に關する件

議長 提案者の説明を反論

此の草案は日本労働同盟の中心とすべし地方自治者組合の共同提出のため先づいふべきは、
説明する前に東京地方自治労働者連合よりも説明があることと思ふがら簡單に説明
理由は、議案書の如く、労働法第一條の修正は、非改正して欲しいと思ふものは

一、扶助法第一條の改正 扶助法適用制限の撤廃

行政官庁は、労働者の福利を目的として、労働者に対する命を命ずる事も得とあるを労働者に命ずる、

を削除

三、扶助法第一條の改正 労働法適用の全部を改正したい

四、扶助法第一條の改正 撤廃

手当扶助助給を減らすのは、適用の範囲を健全に撤廃してほしい、唯も好んで身体を壊すの
は、厚いのでないか

五、扶助法附則の改正

手当の最高額を二つの階級して欲しい (最高五百四十日 最低二十日)